

岬まち町第57号

令和8年2月26日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
大阪南地域協議会
議長 森 義 仁 様
泉南地区協議会
議長 久保田 将功 様

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

2026(令和8)年度 政策・制度予算に対する

要請に関する回答書

平素より、町行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過日に要請いただきました、貴団体からの「2026(令和8)年度 政策・制度予算に対する要請」について、以下のとおり回答します。

目次

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

- (1) 就労支援施策の強化について (★)
 - ① 地域就労支援事業の強化について
 - ② 障がい者雇用の支援強化について
 - ③ 外国人労働者が安心して働くための環境整備
 - ④ 働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化
- (2) ジェンダー平等社会の実現に向けて
 - ① 女性活躍・両立支援関連法の推進について
 - ② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について
 - ③ 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて
- (3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について
- (4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

2. 経済・産業・中小企業施策

- (1) 中小企業・地場産業の支援について (★)
 - ① 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について
 - ② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について
 - ③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について
 - ④ 事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて
- (2) 取引の適正化の実現に向けて (★)
- (3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)
- (4) 公契約条例の制定について
- (5) 海外で事業展開を図る企業への支援
- (6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

3. 福祉・医療・子育て支援施策

- (1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について
 - ① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について
 - ② 住宅セーフティネット法の周知徹底について
 - ③ 住宅確保要配慮者の実態把握の推進について
- (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

- ①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について
- ②口腔保健事業の周知徹底について
- (3)医療提供体制の整備に向けて (★)
 - ①医療人材の勤務環境と処遇改善について
- (4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)
 - ①地域包括ケアの推進について
 - ②介護職員等の処遇改善に向けて
 - ③ハラスメントの防止対策について
 - ④介護サービスの防止対策について
 - ⑤認知症対策について
 - ⑥認知症に関する条例制定に向けて
- (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)
 - ①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について
 - ②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて
 - ③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について
 - ④子どもの貧困対策と居場所支援について
 - ⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて
 - ⑥子どもの虐待防止対策について
 - ⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

4. 教育・人権・行財政改革施策

- (1)教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)
- (2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)
- (3)奨学金制度の改善について (★)
- (4)労働教育のカリキュラム化について
- (5)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について
- (6)行政におけるデジタル化の推進について
- (7)「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて
- (8)政治参加への意識向上にむけて

5. 環境・食料・消費者施策

- (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)
- (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について
- (3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）
- (4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）
- (5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

- (6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と
その実践に向けた産業界との連携強化について
- (7) 再生可能エネルギーの導入促進について

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

- (1) 交通バリアフリーの整備促進について
- (2) 安全対策の向上に向けて
- (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について <補強>
- (4) 自転車等の交通マナーの向上について
- (5) 子どもの安心・安全の確保について
- (6) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）
- (7) 地震発生時における初期初動体制について
- (8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）
- ① 災害危険箇所の見直しについて
- ② 防災意識向上について
- (9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み
- (10) 交通弱者の支援強化に向けて
- (11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて
- (12) 空き家対策の推進
- (13) 公衆喫煙所の整備の強化

7. 大阪南地域協議会統一要請

- (1) 震災における対応について
- (2) 各自治体による少子化対策について
- (3) 子ども食堂ネットワークについて

8. 泉南地区協議会独自要請

- (1) 企業誘致対策のさらなる強化について
- (2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について

巻末資料

大阪府政策・制度予算要請 用語集

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について (★)

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

【回答】都市整備部

就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。引き続き、関係機関と連携を図るとともに、柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。また、支援が必要な方へ情報が確実に届くよう町広報誌やホームページ等の活用を進めてまいります。

② 障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

【回答】しあわせ創造部

障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連携を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき着実に支援を継続してまいります。

③ 外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用

し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

【回答】まちづくり戦略室

本町では、在留・在日外国人向け生活支援を提供する民間企業と連携協定を締結し、課題解決に向け取り組んでおります。また、外国人労働者への支援については、地域の実情に即した意見交換会の場を設置するなど、多様な声を反映した共生支援策を推進します。

さらに、日本語学習の支援として、学習機会の充実を図る方策を町内関係機関とともに検討し、外国人労働者が安心して生活・就労できるよう町内関係機関とともに環境整備に努めてまいります。

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

【回答】しあわせ創造部

本町では、第3次健康増進計画におけるたばこ対策として「吸わない・吸わせない喫煙ルールを守ろう」をスローガンに、喫煙及び受動喫煙による健康被害についての教育や啓発活動受動喫煙防止に取り組んでおります。飲食店等への規制については大阪府が行っているものですので、府に対して中小規模の飲食店への指導及び支援の充実を要望してまいります。

また、職場における喫煙所の設置義務は管理者に課せられています。適切な対応がされるよう、関係機関と連携し受動喫煙防止対策の周知啓発に努めてまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。

また、岬町として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周

知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

【回答】総務部

今後も引き続き、男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、女性の職業生活における活躍を推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活気ある社会の実現に努めてまいります。

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

【回答】総務部、しあわせ創造部

メディア等において女性の人権を尊重した表現が行われるよう啓発活動等を、引き続き国、大阪府等関係機関と連携し推進してまいります。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」の周知・啓発やデートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にむけ、国、大阪府等関係機関と連携して取り組んでまいります。

特定妊婦に対する切れ目のない支援は、第3期みさき子どもとおとなも輝くプランにおける、妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）として助産師、保健師の専門職の訪問、相談支援を継続実施しています。また、出産後についても養育支援訪問事業を実施しています。個別支援は地区担当保健師が岬町要保護児童対策協議会と対象者にあわせた内容を計画し実施しています。

不妊治療への妊活支援としては、大阪府と連携し、ルナルナへ不妊不育治療費助成事業を掲載しているところです。あわせて町ホームページへの掲載、近隣産科医療機関への情報提供を行うなど周知に努めます。

また、DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に

実施できるよう努めてまいります。

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、岬町においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

【回答】総務部

本町では、「第3次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革を提案し、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」の実現を目指しています。

また、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、「性的マイノリティ」に係る人権問題を、令和4年度には「LGBT」をテーマにした啓発冊子を、令和6年度には「ワークライフバランス」をテーマにした啓発冊子を作成し町内全戸へ配布を行いました。今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた条例については、当町の状況等を踏まえ、国・府・関係機関と調整を図り引き続き検討してまいります。

また、人権に配慮したLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設（多目的トイレ等）の整備については、国、府、近隣市町村等と連携し、実態把握、必要性の検証に引き続き努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

【回答】都市整備部

中小企業者に対し、カスタマーハラスメント対策について、十分な周知が図れるよう町広報誌やホームページ等を活用した啓発活動のほか、関係機関と連携を図りながら支援体制の充実と強化について検討を進めてまいります。

(4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK！」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

【回答】しあわせ創造部

引き続き、「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、男女共同参画担当部署や商工会と連携し周知・啓発を行えるよう検討していきます。「女性活躍応援BOOK！」については、母子手帳交付時に手交しており、働く女性が情報を活用できるよう支援しています。

また、少子化対策の一環として「岬町不妊・不育症治療助成事業」を実施しており、大阪府で申請が可能な「不育症検査費用助成」は対象外としておりますが、医師が認める不妊症・不育症の治療検査費用の一部を助成しており、ホームページ、近隣産科医療機関、ルナルナにて情報提供を行っています。

今後、プレコンセプションケアの推進について、国や大阪府の事業と連動し、相談支援機関の紹介や性と健康に関する情報提供に取り組み、大阪府が取り組んでいる「早発卵巣不全患者等妊孕性温存治療助成試行事業」のように、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実については、国や府へ要望してまいります。

また、働きながら介護を行う労働者が増加する中、介護離職の防止に向けて、自らの親が介護状態になる可能性のある現役世代に対して、早期に介護保険制度や介護休業制度等について周知を行うことが重要となっております。厚生労働省が作成しました勤労世代の介護離職防止に資する介護保険制度等の公報資料等を活用し、関係団体と連携しながら、介護等の総合相談窓口である地域包括支援センターや介護制度等の周知に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、取り組みの実効性を高めること。

【回答】都市整備部

中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進し、本町としての基本理念や必要な役割等の整理に努めてまいります。

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

【回答】都市整備部

中小企業がカイゼン活動に取り組めるよう、関係機関と連携を取りながら、環境の整備や支援制度の創設について検討を進めてまいります。

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

【回答】都市整備部

中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙やホームページ等を活用するほか、商工会などの関係機関とも連携し、周知に努めるとともに、

町の支援についても検討を進めてまいります。

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

【回答】都市整備部

本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け、広報活動及び相談等の支援を円滑に行えるように取り組んでいます。また、取り組みにあわせて、効果の検証等の推進に努めます。

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

【回答】都市整備部

パートナーシップ構築宣言、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の取り組みの推進・拡大に努めます。

また、中小企業に対するセミナーや相談窓口の設置や下請等、中小事業者から大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。

(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための

価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【回答】総務部

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定を行い、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であります。岬町におきましても、令和5年に内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、発注者として適切な行動に努めてまいります。

また、本町では、各種法令に違反し監督官庁から処分を受け公表された場合には、一定期間町と契約することができないよう制度化しております。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

【回答】総務部

公契約条例については、市町村ではなく、国又は都道府県の広域レベルで検討整備すべき事項であります。また、公契約における人権デューデリジェンスへの配慮を確保のため、労働条件の透明性や適正な契約履行の確保に努めます。

総合評価入札については、導入すべき規模の発注が少なく、導入における検討段

階にとどまれているところです。現在、契約事務については、地方自治法及び契約規則に基づく事務手続きを行っており、引き続き契約適正化に努めてまいります。

(5)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デューデリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

【回答】都市整備部

海外での中核的労働基準遵守の重要性や、人権デューデリジェンスの必要性について、町広報紙やホームページの掲載等による啓発活動の実施を検討し、周知徹底に努めてまいります。

(6)産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

【回答】まちづくり戦略室

本町は、第5次総合計画の基本方針として「協働のまちづくり」を位置づけ、産学官の連携を強化しており、これまで大阪公立大学、和歌山大学、大阪府立岬高等学校などの教育機関と連携し、多様な事業を展開してまいりました。

また、(株)官民連携事業研究所と締結した「公民連携促進に関する連携協定書」に基づき、行政が抱える課題の解決や、住民サービスの向上、地域活性化を図るため、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用しています。

今後につきましても、産学官の連携を一層強化し、地域産業の持続的な発展に向けて全力で取り組み、地域社会全体の発展に寄与してまいります。

さらに、地域に根ざした中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを備えた人材育成にも注力し、多様な産業分野での成長の支援についても検討します。これらの取り組みを通じ、持続可能で競争力のある産業基盤の創出を引き続き目指してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

【回答】しあわせ創造部

生活困窮者自立支援事業については、本町は福祉事務所を設置していない町村であるため実施主体ではありません。そのため、実施主体である大阪府と連携・協力してまいります。

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

【回答】しあわせ創造部、都市整備部

住宅セーフティネット法については、引き続き周知に努めるとともに、本町は居住支援協議会を設置していないため、今後とも大阪府と連携・協力してまいります。

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的に実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

【回答】しあわせ創造部・都市整備部

今後とも、地域の特性に合わせた取り組みを推進してまいります。また、現在本町にて行っている住宅確保要配慮者のうちひとり親世帯の居住の安定のためのセーフティネット住宅登録制度の推進や家賃補助についても引き続き実施してまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

【回答】しあわせ創造部

がん検診については国の指針に基づき実施しており、毎年、本町の二十歳のつどいにおいて、がん検診の重要性や健康管理の重要性を周知しています。

また、がん検診の受診率の向上についても府内及び近隣市町と定期的な状況共有を行い、好事例を参考に取り組みを行っています。

これまでも、一部個人負担を無料としてきましたが、次年度以降はすべてのがん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診の自己負担を無料化することで町民の受診行動を後押しし、肺がん検診の個別検診実施への体制づくりを医師会と取り組む予定です。肺がん検診の個別化が進めば、働く世代の町民も受診しやすい環境となると見込んでいます。

生活困窮者への対応としては、大阪府貝塚子ども家庭センター生活保護担当と協力し、受診勧奨の強化、個別健診への取り組みを進めています。

②口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

【回答】しあわせ創造部

口腔保健事業の周知徹底についてはこれまでも取り組んでまいりました。本町では15才以上の全ての住民が無料で歯科健診、歯周病検診を受診できます。

また、地域の歯科医師会と年1回、歯科保健事業推進委員会を開催し、歯科検診の医師からの受診勧奨に組み込み受診者が増加しています。口腔機能評価が適切に実施されるよう歯科医師会へ協力を求めてまいります。

高齢者へのフレイル予防は、地域の通いの場において、口腔フレイルも同様に周知徹底、教育を実施し、取り組んでいます。

年代別では乳幼児の歯科検診時に保護者の歯科検診も行い、親と子の歯の健康づくりに取り組むほか、8020歯の健康コンテストも第30回をむかえ、高齢者の歯の健康づくりの気運醸成に取り組んでいます。

引き続き、各年代への取り組みを通じて、口腔保健事業の周知に努めてまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間

上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

【回答】しあわせ創造部

医師及び医療従事者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けては各医療機関において取り組んでいるものと認識しています。しかしながら小児科、産婦人科、救急については医師不足が深刻化しており、医療体制の維持のため、大阪府、医師会、各市町において対策を協議してまいりました。

大阪府において喫緊の課題である小児初期救急体制支援のための補助金が創設され、本町においても来年度より支援を行う予定です。

医療人材の勤務環境と処遇改善については今後も大阪府や医療機関と連携して取り組んでまいります。医療人材の確保、災害時対応については、大阪府、府看護協会等の職能団体、医療機関との連携が必要となり、広域的な対応となるため、大阪府、府保健所に対して要望してまいります。

また岬町を所管する大阪府泉佐野保健所は3市3町という地理的に広域であることや関西国際空港があることから、新興感染症への体制整備として尾崎保健所の設置を要望してまいります。

(4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて(★)

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

【回答】しあわせ創造部

令和6年3月に策定した「岬町地域包括ケア計画」に基づき、地域包括ケアシステムを推進するため、必要に応じた介護サービスの整備を行い、地域の医療機関や関係機関と共に、在宅医療・介護連携事業や生活支援体制整備事業等に取り組んでいます。

また、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターと連携し、センター機能を有効に発揮し地域住民に地域包括支援センターの目的や機能を周知するよう更なる取り組みを行います。

また、高齢者や子どもなど、世代を超えて共に交流し支え合うことにより、高齢者の生きがいや子どもの成長に繋がるよう、関係機関等と連携しながら、取り組みを進めてまいります。

本町の日常生活圏域は1つであるため、現在の地域包括支援センターの体制を維持しながら、行政や福祉関係機関との連携の強化に向けて、介護予防、高齢者の社

会参加、包括的な相談・支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援を一体的に取り組む地域支援事業の充実に努めてまいります。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

【回答】しあわせ創造部

介護事業者に対して、新規指定受付時や運営指導の際に介護職員等処遇改善加算の申請の促しや指導を行っており、引き続き様々な機会において、介護事業者への指導を行ってまいります。また、介護職員等処遇改善加算を取得していない事業所については、加算申請要件の研修を受ける時間が無い等で申請をしていない事業所もありますが、なるべく加算を取るよう引き続き指導してまいります。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

【回答】しあわせ創造部

介護事業者への指導等において、大阪府が作成した介護職員等向けの施設・在宅におけるカスタマーハラスメントの防止についてのリーフレット等を活用し、引き続き、介護現場におけるハラスメントの防止に取り組んでまいります。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないように、事業者への周知徹底をはかること。

【回答】しあわせ創造部

2024年度の介護報酬改定における人員配置の見直しは、ICTの活用を前提とした介護のあり方の転換を目指したものであると承知しています。条件付きの緩和が、安全性やサービスの質の向上を確保しつつ、介護職員への負担等につなげることがないように、介護報酬改定の趣旨について、事業者への周知や理解に努めてまいります。

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企

業等への啓発を強化すること。

【回答】 しあわせ創造部

認知症の人やその家族を支えるため、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターが中核となり、認知症施策の更なる推進に努めています。また、学校との協働により、小学生・中学生・高校生に対して認知症サポーター養成講座を継続して実施しており、今後は、企業向けの認知症サポーター養成講座を充実させるなど、認知症対策や普及啓発の活動を強化してまいります。

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど岬町の条例制定を促進すること。

【回答】 しあわせ創造部

認知症に関する施策の推進を目的とした条例の制定の予定はありませんが、引き続き、他市町村の事例について調査研究を行ってまいります。また、認知症基本法に基づく市町村における認知症施策推進計画については、第10期介護保険事業計画と一体的に、共生社会の実現を目指す指針として策定してまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

【回答】 しあわせ創造部

必要な保育士等の人員確保と適正配置など、更なる労働条件と職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士等について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。

さらに、「こども誰でも通園制度」に従事する保育士等について、様々な研修の機会を確保し、大阪府等に補助金創設等の要請を行います。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

【回答】 しあわせ創造部

2025年3月に策定した第3期みさき子どもと大人も輝くプランに基づき、子育て

て支援施策の充実、施策の進捗管理を適切に行います。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

【回答】しあわせ創造部

2025年3月に策定した第3期みさき子どもと大人も輝くプランに基づき、子育て支援施策の充実、施策の進捗管理を適切に行い、必要に応じて近隣市町村と連携し、課題解決に向けた取り組みを進めます。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

【回答】しあわせ創造部

相談窓口一本化に向け、関係各課と調整し、ネットワークの構築を目指し、様々な媒体を用いた情報提供に努めます。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

【回答】しあわせ創造部

関係各課と調整し、ネットワークの構築を目指し、様々な媒体を用いた情報提供に努めます。また、大阪府に対し、支援体制の構築を要望します。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

【回答】しあわせ創造部

本町では、相談員の配置、外部アドバイザー2名を配置し虐待対応に当たっています。

また、大阪府貝塚子ども家庭センターと日頃より個別ケースの情報共有等の連携に努めています。未然防止策については、広報誌、HPでの広報、街頭啓発による周知を今後も継続してまいります。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

【回答】しあわせ創造部

本町においては、教育委員会や福祉、子育て担当部局等と連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めております。また、相談窓口の一本化を検討します。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

【回答】教育委員会

本町では、教職員の長時間労働是正および人材確保を重要な課題と捉え、働き方改革と健康管理対策を進めております。

具体的には、大阪府の指導方法の工夫改善定数等を活用した加配教員の配置や、スクールサポートスタッフ配置により、教職員の業務負担軽減を図っております。

また、勤怠管理システムの導入により勤務時間を客観的に把握するとともに、在校等時間の上限を定めた要綱の遵守、留守番電話の導入や学校閉庁日の延長など、勤務環境の改善に取り組んでおります。

さらに、教職員の健康管理対策として、在校等時間の上限を超えた教職員等を対象に、教育委員会事務局による面談を実施しており、スクールドクターも同席するなど、労働安全衛生体制の充実を図っております。加えて、令和7年度からは統合型校務支援システムを運用し、校務の効率化と教育の質の向上に努めております。

今後も、これらの取り組みの効果検証を行いながら、教職員が安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。

(2)子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

【回答】教育委員会

スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）につきましては、町内の小学校・中学校・幼稚園に配置し、児童生徒へのカウンセリングを

はじめ、教職員や保護者に対する助言・支援を行っております。

近年のいじめや不登校、家庭環境に起因する課題の複雑化を踏まえ、支援の充実を図るため、配置回数 of 拡充を行っているところです。

あわせて、相談・支援の状況については学校や関係機関と共有し、支援内容の把握と効果的な活用に努めるなど、引き続き、子どもたちの安心できる学びの環境づくりに取り組んでまいります。

(3) 奨学金制度の改善について (★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学 of 断念や退学することがないように、独自の給付型奨学金制度 of 対象者枠を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

【回答】まちづくり戦略室

現在本町では、奨学金返済支援制度として、令和4年度より、同年4月以降より返済を開始した方について、就職先が町内外に限らず、返済額の一部を支援する制度を設けております。進学に対する補助制度創設に向けては今後研究してまいります。

(4) 労働教育 of カリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

【回答】教育委員会

本町では、子どもたちが自らの未来を切り開き、社会においてその力を発揮できるよう、各小中学校において「キャリア教育」 of 全体計画を基に、社会的・職業的自立に向け体系的・系統的な教育を推進しております。今後も主権者教育 of 観点も踏まえキャリア教育・法教育 of 充実を図ってまいります。

また、小中学校におきましては、町内事業所 of 協力を得て、職場見学・職場体験を実施し、勤労観・職業観 of 育成や地域社会への関心 of 向上等を図っております。

(5) 人権侵害等 (差別的言動 of 解消) に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上 of 誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

【回答】総務部

本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別 of 撤廃と人権擁護に関する条例」を制定 (平成6年) しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策ならびに周知活動を、国・

大阪府・関係機関と連携を図りながら実施し、住民の人権意識のさらなる向上に努めてまいります。

また、近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口（ネットハーモニー）の積極的な周知を行うとともに、人権に関する各種相談窓口の周知も行いつつ相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

【回答】総務部

本町では、令和3年度に岬町DX基本計画を策定し、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのデジタル社会」を基本理念として、デジタル化を通して、岬町にかかわるすべての人が、いつでも、どこからでも、安全、安心なサービスを楽しみ、人々の多様な幸せの実現を目指し、デジタル化の取り組みを進めています。

これまで、デジタル職の採用を行い、国の交付金を積極的に活用し、コンビニ交付、GISシステム、申請書作成支援システム、校務支援システム、コミュニティバスのキャッシュレスを導入するとともに、文書管理システム、電子申請システム、電子契約システムの導入、スマホ教室の開催などの取り組みを推進してまいりました。

引き続き、デジタル社会の推進に向けての取り組みを進めて参ります。

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向け

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

【回答】総務部

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。全国民それぞれに対して付番された固有の12桁の識別番号であるマイナンバーは、行政機関の情報連携をしやすくすることを目的に導入されております。今後、マイナンバーの利用範囲が拡大される予定ですが、厳格なルールの下に運用が図られると考えられるので、本町におきましても関係法令を遵守し適切な取り扱いに努めてまいります。

(8) 政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプ

ローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

【回答】総務部

本町では、投票者の最寄施設である集会所等に投票所を設けており、比較的身近に投票所を設けている状況にあり、投票の機会を確保しています。開票については、投票自動読み取り機を導入し、迅速化に取り組んでいます。

電子投票については他の自治体の状況を見ながら検討してまいります。

また、郵便投票制度については、公職選挙法の規定にもとづき、適切に対応してまいります。なお本町では、本年7月の参議院選挙から期日前投票時のバス無料化を導入し高齢者等の移動手段の確保に積極的に取り組んでいます。

5. 環境・食料・消費者施策

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、岬町の取り組み内容を示すこと。また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

【回答】しあわせ創造部

食品ロス削減に向けて、住民や事業者に対する理解と取り組みを推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について【しあわせ創造部】

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイド

ライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないよう、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

【回答】しあわせ創造部

住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や「フードバンクガイドライン」の活用等について検討してまいります。

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

【回答】都市整備部

カスタマーハラスメントの防止に向け、関係機関と連携を取りながら環境整備に努めてまいります。また、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させるため、町広報誌やホームページ等を利用した啓発活動を進めてまいります。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）【しあわせ創造部、教育委員会】

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

【回答】しあわせ創造部、教育委員会

本町立小中学校では、若者に多い消費者トラブルの未然防止や将来にわたって必要な金銭教育に関する事等、授業の一環として取り組んでおります。家庭でも消費者教育を学べる教材作成等の対策については、引き続き対策に向け検討してまいります。

公共交通機関においては、本町内の主要駅の駐輪場には、高齢者を狙ったひったくりなどの街頭犯罪や自転車窃盗などを抑止するため防犯カメラを設置し、町内を運行するコミュニティバス車内へドライブレコーダーを設置しております。今後とも管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

【回答】まちづくり戦略室、都市整備部

本町では従来より、町内で特殊詐欺の情報があつた場合、泉南警察署との協定に基づき、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っております。また、注意喚起ティッシュの配布や、町公式SNSを使用した啓発活動などにより被害の未然防止に努めています。

なお、令和7年度事業としまして、大阪府及び大阪府警察本部の協力を得て、自治区長及び防犯委員を対象に、身の回りで起こる犯罪の知識を深め、自分や家族を守り、被害の防止や、被害を最小限にすることを目的とした「岬町防災防犯講演会」を実施し、大阪府による「大阪府安全なまちづくり条例の一部改正について」の講演や、大阪府警本部による劇「STOP 特殊詐欺」の上演などを通じて、住民が特殊詐欺等の犯行の手口を知り、被害に遭わないよう防犯意識の向上を図るなど、特に力を入れて取り組みました。

今後、引き続き関係部局と連携を図り、特殊詐欺に関する情報共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、町広報誌や町ホームページを活用した啓発活動を進めてまいります。

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、岬町としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

【回答】しあわせ創造部

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくとともに、「岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で示した取り組み項目について、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

【回答】しあわせ創造部

再生可能エネルギーの導入促進に向けて、再生可能エネルギーを効率的に利用するため、大阪府をはじめ関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリ

一化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

【回答】都市整備部

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、引き続き国・大阪府に働きかけて参ります。

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

【回答】都市整備部

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。

(3)運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

【回答】都市整備部

貨物車専用駐車スペースや道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、事業者から相談があれば大阪府とも協議し検討してまいります。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

【回答】しあわせ創造部

交通マナー向上に向け、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）運転者への法令遵守や、外国人観光客による交通ルール違反防止のため、関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、岬町の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

【回答】しあわせ創造部

本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。ガードレールの設置や電灯のLED化などの必要なメンテナンスについては、担当部局と連携しメンテナンスに努めてまいります。

(6)防災・減災対策の充実・徹底について(★)

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保(男女比3:1)など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段(衛星通信、無線機、掲示板など)の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

【回答】まちづくり戦略室

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成にあたり、住民の視点を積極的に取り入れることは重要と考えます。本町は、地域防災計画等の作成にあたり、地域住民、特に女性の視点からの避難所における衛生環境やプライバシーの確保や備蓄品等について、いただいたご意見の実現に取り組んでいます。これらの取り組みを通じ、避難所が安心と快適さを提供できる場として機能するよう努めます。

また、本町は市町村と連携して取り組む地域防災リーダーの育成として、防災士の資格取得に対する助成制度の導入について検討しているところです。女性の視点を地域防災に反映させることは防災力の向上に繋がる重要な取り組みであると認識していますので、地域ごとの防災活動への女性の主体的な参加を促進し、地域全体の防災力向上を目指します。

避難所運営には、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄品の充実、さらに空調設備と衛生設備の整備が欠かせません。本町における避難所の環境整備としては、これまでに指定一般避難所である学校体育館に空調設備を設置済みであり、また、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備の充実については、簡易トイレ備蓄数の追加、及び洋式水洗の組立式トイレを計画的に各避難所に配備していくことで、避難所生活における衛生面の向上に努めます。医療体制については、大阪府泉佐野保健所管内の行政機関、医療関係団体等と連携して整備・強化に努めるとともに、福祉体制についても拡充を図り、適切な福祉サービスが迅速に提供される仕組みを構築します。

避難行動要支援者名簿については、毎年度更新を行い、福祉専門職員及び自治区並びに自主防災組織の協力のもと個別避難計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めます。

また、本町の小中学校における耐震改修は完了しており、学校施設内へ備蓄物資の分散備蓄も実施しています。今後も避難所としての使用にあたっては、教育委員会の理解・協力のもと取り組みます。なお、本町に廃校となった施設はないため、避難所として転用できるような余剰施設はありません。

そして、災害時における情報伝達が重要であることは、過去の大規模災害からも明らかなことから、本町は通信障害が発生した際の代替手段として衛星電話、無線機（消防団）、掲示板などを確保しており、情報の遮断によって避難者の不安が増幅されることを防ぎます。

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

【回答】まちづくり戦略室、都市整備部

地震発生時の職員配備体制については、震度4以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が岬町地域防災計画に規程されており、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。また、防災意識の啓発や災害への対策については、継続して強化に努めてまいります。

加えて、緊急輸送道路の耐震化及び広域的な緊急輸送ネットワークの整備については、引き続き国・大阪府に働きかけて参ります。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を

重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

【回答】都市整備部

異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。

なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。

森林整備については、令和5年に森林区分調査により危険箇所等のゾーニングを実施し、森林の間伐事業を進めております。また、ため池ハザードマップの作成も順次進めており、災害時等の避難行動支援を行っております。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、岬町が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

【回答】まちづくり戦略室

「おおさか防災アプリ」を活用した多言語機能の周知および利用促進を図ることに関して、地域の防災訓練等において引き続き周知に取り組みます。また、災害発生時における避難情報や避難所案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的情報を用いた効果的な伝達手法を強化し、誰もが迅速に理解できる防災環境を整備していくことを目指します。

本町では、令和5年3月にハザードマップを含む「岬町総合防災マップ」を作成いたしました。本町が作成した総合防災マップが分かりやすい内容となっているかどうか、次期改訂までの間に点検を行い、必要に応じてデザインや情報提供方法を改善します。また、住民と共同で行う活動として、地域単位で災害発生時にとるべき行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・どんな情報を・どんな手段で・誰に

伝えるのか」などを時系列にまとめたコミュニティタイムラインの作成支援の実施など、地域住民への継続的な広報や啓発活動を通じて、日頃からの防災意識を高め、地域全体で災害に備える取り組みを強化します。

大規模災害発生時に府民が適切な避難行動を取れるよう、企業・団体と連携しながら事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準に関する周知・理解促進を図り、安全かつ迅速な対応が可能となる環境づくりに努めます。また、災害時の情報共有体制を強化し、関係機関との協力を深めます。

女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な方々に向けて、避難行動や避難所生活における困難を軽減する情報を提供するとともに、平時から地域社会全体で共助の意識を高める取り組みや支援体制を整えることで、安心して避難生活を送れる環境を構築します。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

【回答】都市整備部

町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を国・大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討す

ること。

【回答】 しあわせ創造部

交通弱者に対する支援の取り組みについては、国、大阪府、交通・運輸産業の関係機関野皆さまに委員として参加いただいている「岬町地域交通会議」において出た意見を反映した、支援強化の手法等を検討してまいります。

また、ライドシェアの導入には、安全性や信頼性の確保、ドライバーの労働環境や利用者保護の観点から、慎重な制度設計を図る必要性がありますので、公共交通の補完として、地域の実情に応じた多様な移動手段を確保するため、関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に岬町においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

【回答】 都市整備部

耐用年数を迎えた上下水道管をはじめとする各上下水道施設については、重要度や老朽度等を踏まえ、優先順位の高いものから順次、更新・整備を行います。

また、大規模事業体である大阪広域水道企業団の組織力を活用し、技術者の確保、人材育成、技術継承に取り組んでおります。

水質リスクについては、従前から実施している定期的な水質検査に加え、既にPFASの検査も実施しており、WEBページにおいて検査結果を公表しております。引き続き住民の皆様への速やかな情報発信を行い、不安の払拭に努めます。

関係機関や大阪府等と緊密に連携し、今後も安全安心な上下水道の供給を行ってまいります。

(12)空き家対策の推進【まちづくり戦略室】

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者など

の住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

【回答】都市整備部

本町では、空家等対策特別措置法に基づき法定協議会を設置し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めております。協議会には、地域住民、不動産事業者、学識経験者など多様な関係者が参画し、現場の実情を反映した施策となるよう取り組んでおります。

策定済みの「空家等対策計画」についても、適宜、進捗管理や改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや協議会の機能強化を図るとともに、移住者や高齢者、子育て世帯などの住居用として空き家を活用するため、空き家バンクの機能強化も検討のうえ、マッチング支援や改修費補助制度の拡充を図るよう努めます。

また、移住者や高齢者、子育て世帯などの住居用として空き家を活用するため、空き家バンクの機能強化も検討のうえ、マッチング支援や改修費補助制度の拡充を図るよう努めます。また本年度より、移住定住推進事業の一環として、「短期移住体験住宅」を貸し出す事業に町内の空き家を活用し、空き家解消に向けた取り組みを進めております。さらに、他自治体とも連携し空き家の活用を促進してまいります。

(13)公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、岬町における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、岬町民の健康と生活環境の向上を図ること。

【回答】しあわせ創造部

大阪府は大阪府受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙防止対策について原則屋内禁煙、第1種施設については敷地内禁煙（原則、喫煙所を設けない）、第2種施設は屋内禁煙等の積極的な受動喫煙対策を進めています。本町としましても健康増進法、府条例に基づき受動喫煙防止対策を進めているところです。

路上喫煙の増加については、喫煙者のマナー改善が優先と考えて、喫煙マナーの向上のための周知啓発に取り組む予定です。

公衆喫煙所（屋外分煙所）の設置、管理も本町には財政負担が大きく、また設置については民間からの土地の提供や喫煙所に対する近隣住民の理解を得る必要があるなど課題があるため、本町がただちに公衆喫煙所（屋外分煙所）を設置する予定はありません。

大阪府に対し、このような課題を解決し、喫煙者、非喫煙者の双方に配慮した分

煙環境が整備できるよう、技術的、財政的支援の強化を要望してまいります。

7. 大阪南地域協議会独自要請

(1) 震災における対応について<継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

【回答】まちづくり戦略室

南海トラフ地震について、地震調査委員会は、9月26日に新たな知見を踏まえ、計算方法を見直し、長期評価を一部改訂した結果、「60～90%程度以上」という「高い」確率値を算出しました。本町においても、南海トラフ地震は「いつ起きてもおかしくない状況に変わりない」との認識のもと、防災対策に努めています。

本町のように海や山に囲まれた地形では、津波対策や土砂崩れ対策など複合的な災害が想定される中、地域の住民が主体となる防災活動の推進が重要であると考えており、地域ごとの危機事象に即した防災施策を展開する必要があります。

このことから、本町では現在、自主防災組織をはじめとする、住民主体の防災活動への支援として、年に10回程度、地域住民が実施する防災訓練や学習会に企画の段階から参加するなど、防災に関する知識の普及や意識の啓発に取り組んでいます。また、本町が力を入れている取り組みの事例としまして、令和4年度から、大阪府や大阪港湾局などの協力も得ながら、台風や大雨などの風水害が予想される際に、住民自身の手で自分や地域がとるべき行動を時系列にまとめ、いざというときに余裕をもって安全に避難するための行動指針として、コミュニティタイムラインを作成する講習会を実施しています。今後は、この活動の成果を広く共有し、町内の各地域へ展開することで、地域ごとの防災力向上を目指します。

(2) 各自治体による少子化対策について<継続> 【まちづくり戦略室】

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自的に実施し

ている施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

【回答】しあわせ創造部

本町では、こども支援施策としましては、特定教育保育施設保育料を第1子半額、第2子が無償化、給食費を無償化しております。保育所の配置基準については、2024年度に行われた保育士の配置基準の見直し後の配置基準により運営を行っております。

(3)子ども食堂ネットワークについて<継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取り組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

ついては、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

【回答】しあわせ創造部

本町では、現在子ども食堂が構築されていない状況です。今後は、NPO、市民団体等と連携できるよう検討します。

8. 泉南地区協議会独自要請

(1)企業誘致対策のさらなる強化について

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。

岬町企業立地促進条例に基づく企業誘致について、進捗状況を明確に示していただきたい。また、今後も町が求められる業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとられる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向けて取り組まれない。

【回答】総務部

本町では、平成17年に企業誘致の優遇措置を行う岬町企業誘致に関する条例(現「岬町企業立地促進条例」)を制定以来、多奈川地区多目的公園及び関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致に努め、多目的公園には6事業者、発電所跡地には3事業者の誘致を行い、5事業者を条例に基づく、優遇措置事業者として決定し、支援を行っています。

また、企業立地促進法や過疎法に基づく課税免除制度の導入など、積極的に支援制度を設けています。

企業誘致にあたっては、東京出張を利用した町長による国等へのセールス活動や、大阪府、関西電力との連携による誘致活動を行っており、企業誘致に一定の成果を見せているところです。

今後とも、発電所跡地への企業誘致に積極的に取り組んでまいりますので、貴協議会においても企業用地のアピール等への協力をお願いします。

(2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について

新たなみさき公園の整備にかかる優先交渉権者が決定されましたが、将来継続的に親しまれる公園をつくることが町としての責任であると考えます。つきましては、令和4年9月28日のPFI事業者との事業契約の締結後の進捗状況や計画の詳細を明確に示していただき、また駅前開発についても、みさき公園の整備と同時に進めることが有用であると考え、計画を進める中で町民の雇用促進に対する支援を含めた取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴うことにより、特急の停車駅から除外されることがないように、南海電気鉄道株式会社と正式な協議を実施していただき、今後も町民の利便性の確保に万全を期されたい。

【回答】都市整備部

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、PFI事業による公園の再生に向けた取り組みを進めています。

令和4年9月28日には、PFI方式による「新たなみさき公園整備運営事業」に係る事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して公園を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりましたが、PFI事業者から提案を受けた公園計画に基づく公園内の整備に進捗が見られず、本事業契約の目的を達成することができないと判断したことから、本町は、令和8年2月1日付でPFI事業者との事業契約を契約解除いたしました。

今後、本町は、みさき公園の整備運営を行っていただく新たな民間事業者を公募する方針としており、ご指摘のあったみさき公園駅前の整備も含め、再検討のうえ、公募したいと考えております。なお、この新たな民間事業者が決定するまでの間は、本町が公園管理者としてみさき公園の維持管理・運営を行います。

また、みさき公園駅の特急停車駅の問題については、担当部署としては必要と考えております。そのため、住民の生活に必要な公共交通のあり方その実現方法を協議検討する岬町地域公共交通会議が設置されておりますので、特急停車駅としての存続を要望してまいりたいと考えております。南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。

以上

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

*2024年問題

「働き方改革」にともない2019年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として5年間の適用が猶予されていたが、2024年4月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

*性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活

動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

* 特定妊婦

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約 8,000 人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

* LGBTQ

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」「Queer（クィア）／Questioning（クエスチョニング）」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもある。

* SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

* 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024 年 4 月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、大阪狭山市 ※2025 年 11 月時点

* ビジネスケアラー

仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える 2030 年時点では約 318 万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

2. 経済・産業施策・中小企業施策

* 中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

*** 技能五輪全国大会・技能五輪国際大会**

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

*** B C P : Business Continuity Plan（事業継続計画）**

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

*** B C P 策定大阪府スタイル**

中小企業庁は、令和元年 7 月から B C P 策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版 B C P 『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年 12 月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『B C P 策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等の B C P 策定率向上、災害対応力向上を図る。

*** サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

*** パートナーシップ構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商会頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

*** 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009 年 9 月に千葉県野田市で初めて制定され、2010 年 2 月に施行された。2010 年 12 月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初め

て制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

*** 総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*** 中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

*** 人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

*** 関西蓄電池人材育成等コンソーシアム**

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

3. 福祉・医療・子育て支援

*** 生活困窮者自立支援制度**

2013（平成25）年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、2015（平成27）年4月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて

包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

***改正住宅セーフティネット法**

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月から開始。大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

***ホームレスの自立支援等に関する特別措置法**

平成14年に施行。ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。現在、令和9年までの時限立法。

***口腔機能評価**

人間の生命と生活を担う口腔の様々な働きを評価すること。運動機能、咀嚼機能、嚥下機能の3つの側面から行われる。

***ベースアップ評価料**

令和6年の診療報酬改定の際に新設された新しい評価料。医療業界における職員（看護師や薬剤師含む）の賃金改善を目的とした制度で、これによって得られた診療報酬は対象となる医療職員の賃上げに使用される。

***地域医療介護総合確保基金**

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。

***第8次大阪府医療計画**

2024年度から2029年度までの大阪府における医療提供体制を確保するための計画。計画の基本的な方向性は2つ。①新興感染症発生時や災害時などの有事に備えた医療体制の整備。②超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築。

*** 介護職員等処遇改善加算**

介護サービス事業者に雇用される職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられた制度。介護職員の賃金向上や職場環境の改善を図る目的で旧来から運用されてきたものの、手続きの簡素化や処遇改善効果の向上を実現するため、2024年6月より新制度に移行。

*** こども誰でも通園制度**

保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、時間単位で保育施設を利用できる新たな給付制度。すべての子どもの健やかな成長と、保護者の育児負担軽減を目的として、2026年度（令和8年度）から全国で本格的に実施される予定。

*** 保留児童・隠れ待機児童**

保育施設への入園を希望しているにもかかわらず、待機児童の定義から外れてカウントされない児童のこと。待機児童は、保育の必要性が認定されているにもかかわらず、保育施設を利用できていない子どものことを指す。保留児童は、保育の必要性があり入園資格を満たしているにもかかわらず、入所できていないすべての児童を指す。保留児童は、特定の施設のみを希望している、または認可外保育所やベビーシッターなどの他の保育サービスを利用しているなどの理由で、待機児童数としてカウントされない場合がある。保留児童の存在は、待機児童問題の実態を見えにくくする要因の一つとなっている。

*** ヤングケアラー**

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

*** スクールカウンセラー（SC）**

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

*** スクールソーシャルワーカー（SSW）**

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

*** 大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業**

物価高騰の中で奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減し、大阪府内事業者の人材確保・定着につなげることを目的としている。この事業では、従業員等に対し奨学金返還

に係る手当などを支給する、または従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に対し、大阪府が支援金を支給する。

*** my door OSAKA (マイド・ア・おおさか)**

大阪府が提供する住民のQOL(生活の質)向上を目的とした総合行政ポータルサイト。ORDEN(大阪広域データ連携基盤)を活用し、個人に合わせた情報発信やオンライン行政手続きを提供、2024年8月29日にサービスを開始。

*** マイナンバー制度(運転免許証との一体化)**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

また、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるよう、2025年3月24日から運用が開始されている。

5. 環境・食料・消費者施策

*** おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

*** 3010 運動**

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

*** 食品ロス削減推進法(食品ロスの削減の推進に関する法律)**

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

*** フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*** カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

*** 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」**

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社

会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を＝「脱炭素社会」と称する。

* 脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

* 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

- ・エネルギー関連産業… ①洋上風力・太陽光・地熱 ②水素・アンモニア ③次世代熱エネルギー ④原子力
- ・輸送・製造関連産業… ⑤自動車・蓄電池 ⑥半導体・情報通信 ⑦船舶 ⑧物流・人流・土木インフラ ⑨食料・農林水産業 ⑩航空機 ⑪カーボンリサイクル・マテリアル
- ・家庭・オフィス関連産業… ⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント ⑬資源循環関連 ⑭ライフスタイル関連

* 「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。

なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

* 再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

* スマートグリッド

IT技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

***避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

***大阪スマートシティパートナーズフォーラム**

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（Civic Tech）：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。